

平成26年知立市議会12月定例会企画文教委員会

1. 招集年月日 平成26年12月11日（木） 午前10時

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（7名）

明石 博門	中野 智基	神谷 文明	久田 義章
池田 滋彦	川合 正彦	中島 牧子	

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
企 画 部 長	加古 和市	協 働 推 進 課 長	野村 裕之
企 画 政 策 課 長	堀木田純一	総 務 部 長	岩瀬 博史
総 務 課 長	水谷 弘喜	安 心 安 全 課 長	高瀬 季治
会 計 管 理 者	鈴木 健一	監 査 委 員 事 務 局 長	平野 康夫
教 育 長	川合 基弘	教 育 部 長	石川 典枝
教 育 庶 務 課 長	池田 立志	学 校 教 育 課 長	伊藤 武男
生涯学習スポーツ課長	佐藤 豊	文 化 課 長	鶴田 常智

6. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	島津 博史	議 事 課 長	横井 宏和
議 事 係 長	近藤 克好		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審査結果
議案第62号	知立市事務分掌条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第63号	知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例	〃
議案第64号	知立市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例	〃
議案第65号	知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	〃
議案第66号	知立市消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例	〃
陳情第37号	消費税に関する意見書提出を求める陳情書	不採択

開会 午前10時00分

○川合委員長

定足数に達しておりますので、ただいまから企画文教委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は6件、すなわち議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号、陳情第37号です。これらの案件を逐次議題といたします。

なお、陳情第37号の1件につきましては、趣旨説明の希望があります。まずこの委員会の冒頭で趣旨説明を行い、陳情の審査につきましては本委員会に付託されました議案等の審査が終了した後に行いますので、御了承お願いいたします。

それでは、陳情提出者の趣旨説明を行います。

初めに手順を説明いたします。

説明者の方は、お名前をお呼びいたしましたら、正面の説明席に着いていただきます。そして趣旨説明をしていただきます。説明時間は約5分とさせていただきます。説明終了後、説明に対する委員の質問を行います。質問終了後、説明者の方は傍聴席に移動していただきます。

なお、説明及び質問の応答の際は、説明者並びに委員は委員長が指名しましたら、その場で立って行ってください。

それでは愛知自治体キャラバン実行委員会より提出されました陳情第37号の提出者代理人、西村秀一さん、説明席にお座りください。

それでは西村さん、陳情第37号の趣旨説明をお願いいたします。

○西村秀一氏

本日は陳情趣旨説明を述べさせていただく機会を設けていただきありがとうございます。

私は、愛知自治体キャラバン実行委員会に参加している愛知県社会保障推進協議会副議長の西村秀一と申します。今回提出させていただいた陳情書のように毎年県内全ての自治体に陳情書を提出し、当局とも懇談させていただいています。今年度も年金制度切り下げのこと、介護保険から軽度者を外すこと、入院給食の自己負担引き上げのこ

となど、連続する国の社会保障制度の給付引き下げや国民負担増に対して市民生活を守る観点から国に意見書の提出をお願いしていますが、これらは9日に文教委員会で別の代表が意見陳述をさせていただきます。この委員会では、消費税に関する意見書の提出を求める陳情書が付託されています。これについて陳情趣旨説明を行わせていただきます。

本年4月より消費税率が8%となって以降、円安による輸入品の高騰も加わり国民の生活と景気に大変な影響があらわれています。12月8日に内閣府が発表した7-9月期の国内総生産GDPは、安倍首相が来年10月消費税率10%への引き上げの18カ月延期を決断した速報値の段階よりもさらに下方修正され、実質成長率は4-6月期のマイナス1.7%からさらに0.5%マイナスとなり、実質成長率は年率で1.9%となるとしています。

特に9月の発表では、個人消費は年間換算で19.0%減で、統計上比較可能な1994年以来、過去20年間で最大の悪化となり、実質雇用者報酬の年間同期比1.9%減少としました。今回の発表でも個人消費は横ばいです。収入の目減りが消費の冷え込みの原因となっています。

社会保障・税一体改革は、2012年8月の野田改革のもとでいわゆる3党合意によるものでありますが、3党合意に行き着くまでには日本経団連の強い後押しがあったとも言われています。2012年5月に日本経団連は成長戦略の実行と財政再建の断行を求める提言を出して提起していますが、ここでは2015年までに10%、以降2017年までに消費税率を1%ずつ引き上げ、最終的に19%にとしています。社会保障については社会保障費自然増を毎年200億円削減を計算の根拠としています。

一方、法人実効税率を2016年から毎年1%ずつ引き下げ、最終的には25%としており、経団連は法人税の引き下げの穴埋めを消費税増税に求めているとしか受け取れません。政府、特に安倍内閣になってからは、この経団連の提言の忠実な実行者ではないかと思われてなりません。皆さんはどう感じられるでしょうか。

安倍内閣は増税延期を決めましたが、延期は経済成長名目3%、実質2%以上の経済状況があり、これが達成の見込みがないから法律どおりのことを行うということです。しかし、同時に経済条項を外そうとしています、これが外れれば次はどんだん歯どめなく消費税増税ができるようにしようとしているとしか考えられません。

消費税5%増税について社会保障改善には1%使うとしていますが、現に2012年8月社会保障・税一体改革8法案が成立して以来、2013年8月には生活保護、10月には年金を引き下げ、ことしの4月からは70歳からの医療費自己負担の2割への引き上げ、来年はまたことしの法改正によって介護保険の保険料・利用料の引き上げや軽介護度の保険外しが行われます。さらに来年の通常国会では、入院給食の自己負担引き上げなど医療保険の自己負担引き上げ法案を提出しようとしています。

消費税についての私たちの基本的な考えは、所得の低い人ほど負担が高くなるという社会保障逆行税ということで反対です。内部留保をため込んでいる、もうけている企業への減税なんてとんでもありません。株でもうけた人の税金は10%で、私たちの貯金の利子は20%の税金など不公平です。社会保障改善の財源は別にもあると思います。せめてこれ以上の引き上げを延期ではなく中止してくださいというのが私たちのお願いでございます。ぜひ国に対して意見書を提出していただきますようお願いいたします。どうもありがとうございました。

○川合委員長

これで趣旨説明が終わりました。

次に質問等がありましたら御発言をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質問なしと認めます。これで陳情第37号の趣旨説明を終わります。

西村さん、傍聴席におかえりください。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時09分

○川合委員長

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

本委員会に付託されました議案を逐次議題としてまいります。

議案第62号 知立市事務分掌条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中野委員

行政組織機構改革ということで1点御質問させていただきます。今回の改正より1つ部局がふえまして、会計管理者が1つ下がったということでございます。また、この財政部門の分離ということでしょうか、1つの課から財務課ということを独立しております。現行ですと、例えば実施計画ですか、毎年ローリングやっておる実計と予算査定を行うところが1つの課で行っておったということでございます。これを2つの課に分けたというのは、どういった経緯、趣旨がございましたのでしょうか。その点お聞かせください。

○企画政策課長

ただいまの御質問ですけれども、財務課のほうを新設するという件でございますけれども、4年前に総務部の財政と企画の政策、これを合体したという経緯があります。今回それを分けるという理由でございますけれども、現在、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するために、公共施設の保全や公共施設の再配置に関すること、それから公共施設の効率的な管理を運営すること等を目的とする計画を実施していかなければいかんという時期になっております。これにつきましては、当市のみならず全国、この課題を持っているという状況でございます。

また当市においては、駅周辺の事業のほうもピークを迎えていくということになりまして、今後の知立市において、そういった財政状況も鑑みながら、長期的な視点を持って経営強化する部署が必要だということで、そこで資産経営係ということで新設しまして、現在財務係が所管している管財部門とあわせて、資産経営係でそういった事務

をやっていききたいという中身でございます。

この資産経営係、新たにつくりますが、資産経営係の所掌事務としましては、市の財産管理、それから公共施設の維持保全、それからPFIや指定管理、そういった仕事などをする部署として新設したいというふうに思っております。

それで先ほどの政策と財政、関連があつてくつつけたのに今後どうなるかというお話でございますけれども、現在企画政策課のほうで財政それから政策、4年前一緒にしまして実施計画、長期的な計画それから財政計画、これどちらも実施計画をするに当たりまして財源、これ大変必要な情報でございますけれども、そこら辺をうまくやっていくということで4年前一緒にしたんですけれども、この体制につきましては現在この4年間かけて体制づくりができておりますので、課が分かれたとしても、今後についてもその体制は変わらず行っていくという形で実施していききたいと思っております。

○中野委員

現行の体制、この企画部門と財務部門が一緒ということは、非常に運営が企画政策課長が苦勞されたのかなということも感じております。

今回、改正されまして、改正組織において、課が1つ分かれるということは、いわゆる企画部門は独立して知立市の夢を描くところ、そして財務は現実直面しておる財源、どうやって運営していくかということで完全に仕事分かれるということでメリットを十分生かして、今後とも行財政の運営と改革をお願いしたいと思います。以上でございます。

○川合委員長

ほかに質疑ありませんか。

○中島委員

この機構の改革ということであります。今の問題でちょっと関連して、振り返って本当に前回4年前ということで今お話がありましたけれども、企画のところでは財政も入れるということで中の議論があつたんですね、相当。財政、企画、これが合体したら、この牽制部門とこの行きたいという部

門が一緒になっちゃっていいのかというような議論が相当あつて、それはちゃんとやっていくということで一緒にしたという経緯がありましたね。

議論を思い起こしておりますけれども、それを合体してはいけないというような話もあつた中でやってきたわけですが、そこの中で今回は今説明があつたのは、公共施設のあり方とか大きな財政問題を抱える駅周辺と、こういうような問題が大きい中で財政と企画を分離させるんだというようなお話でした。その点では、前回ああいう議論があつただけに、じゃなぜ今というような思いもやっぱりするわけですよね、経過の中で。そのところの整理は本当にもう一度どういうふうだったのか、くつついたり離れたりというのは、いろいろメリット・デメリットあつてのことだったとは思いますが、その辺の総括的なものをやはり明らかにしてもらいたいと思います。

○企画政策課長

企画政策課のほうに財政と政策、これ合体したことは大変意義があつたと思います。やはり政策の実施計画を、先ほど言いましたように進めるに当たっては財政的な問題も考えていかないと。それから財政にとっては実施計画が今まででいきますと先に実施計画の中身を決めていくという中身で、実施計画を認められたから予算を必ずつけないかんかという、そういった関係もありまして、4年前合体したことによりまして1つの課という中身でいきますと、実施計画と予算に関しての査定等も一緒にやることによって実施計画の中身、それから予算の中身、そういった情報交換が十分できるような状態が今まで構築されてきております。

そんな中で何で分けるんだということになりますけれども、今回先ほど言いました公共施設のあり方等今後力を入れていくという中身で1つ係を上げてきたいと、そういった中身でいきますと、現在、企画政策課のほうにつきましては3係あります。情報係、政策係、財務係ということで3係あります。それに資産経営係を創設しますと4係になってしまうということで、力を入れたいという

その資産経営係、それから政策、財政、こういったもので1課長が4係という、なかなか課長自体の力が発揮できないと、こういった中身からいきますと、現在私ども市のほうでいきますと、1課3係もしくは2係、これが基本形になっております。そういった意味合いからも4係になってしまいますということで、政策部門と財政部門を今回分けさせていただいた形になるんですけども、何回もお話する形になってしまいますけども、今後につきましては、課は分かれたとしても、部としましては企画部ということで実施計画それから予算に関してはお互いの課が今までどおりやっていくという体制で臨みたいと思っております。以上です。

○中島委員

1課4係ということになると、課長の責任や力量発揮という分野をオーバーしてしまうんじゃないかということです。それは1係をふやさなきゃならないということ前提でのお話。資産経営係ですね、今回係をふやそうかなと、こういうことですよね。この係を含めた形で同じ課では無理だよということになったと。そうすると資産経営係というものが今回独立して1つの仕事をするということの意義というものをもう一度お示してください。

○企画政策課長

資産経営係、こちらの所掌事務としまして、今後新たな大きな仕事としまして公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するという意味合いで公共施設の保全、こちらにつきましては知立市としての今後方向性を決めていかないかんとという大きな仕事があるということになります。

あわせて資産経営係ということになりますので、市の財産管理、それから指定管理、土地開発公社、こういったものの事務をこの係のほうで担っていく予定でございます。

○中島委員

大きな事業、駅周辺の事業加えての大型公共事業だというふうに言われる公共施設の保全、今後の長期的な計画を推進すると、こういう意味で、

それを財政的にも考えながら計画づくりのところを担当していくということになるわけですね。

そうすると維持保全の総合調整に関することというのが1番目の仕事になっておりますよね。それぞれの、教育のほうでは教育の学校施設のずっと将来的な整備計画ができ、公共施設他のものがいろいろでき、それを総合的なものにしようということで、間もなくということになる、その総合的なものについて全ての施設、学校教育も含め、文化施設も含め、全ての公共施設の整備をここが1つは握っていくということになるのでしょうか。

○企画政策課長

公共施設全てでございまして、国のほうからも施設の総合的な計画をつくりなさいということになっておりまして、学校施設等の箱物だけではなくインフラも含めたそういった総合計画をつくりなさいということになっておりますので、ここの資産経営係のほうで市全体のインフラも含めた計画をつくっていくという予定でございます。

○中島委員

今まで基本的なものが現状把握とかというものについては各担当の、学校なら教育部のほうで調査してやってきましたよね。そういうものをもとにしたものを全部これから推進するに当たってはそこが中心になるということいいんですか。学校なら教育部の具体的な推進の計画ということではなくて、全部の公共施設をどういう段階でどういうふうにしていくという計画については、この係が中心的に進めると、こういうことになるという、そういうことですか。

○企画政策課長

計画につきましては、こちらの資産経営係のほうがつくってまいります。ただ、実際に例えば保全の事業等につきましては、現在のところ今の所管している現課のほうで施行していただくという予定でございます。

○中島委員

計画はつくる。ですから何年にどこどこ小学校の施設を改善するんだよということは、そういう計画は資産経営係で決定していくと、そういうこ

とですね。具体的な施行はじゃあやってくださいということやると。詳細のところについてはまた学校なら教育部がそこで加えてやっていく。それは施行という段階での責任で手を加えることがあるということではあるんだけど、いつの段階でどこをどうするということを全て資産経営係で決定すると。教育委員会ではなく、そこで決定すると。そういうふうに受け取っていいんですか。

○企画政策課長

当然、計画をつくるに当たりましては、各施設を所管している課も交えた中で、当然、施設自体の調査は保全計画のほうで全て終わっております。そういった中で今後の財政的なものも考えた中で、どの施設を優先的に、どこをどうやってという計画につきましてもまとめとしましては資産経営係、大きな市でいきますと、例えば人員的に許されれば全ての施行まで、こういった資産経営係のほうでやっていくという市町もあるかと思えます。ただ、現状の中では人員等も考えた中で、今回4月からの資産経営係のほうでは、まずはその計画をつくるという体制で始めていきたいというふうに思っております。

○中島委員

総トータルの整備計画、長寿命化ということも含めてということにはなってますけど、総トータルの成果品というのは1冊の本でバチンと出されてくるんですか。それは今どういう状況になっているのか、その辺。今の仕事ですけどね、これは。資産経営係はまだ立ち上がっていませんから、その辺の準備についてもちょっとお知らせください。

○企画政策課長

現在、学校は学校施設のほうで保全の計画をつくりました。それから保育園もその前につくっております。それから文化会館もつくっております。個々でそういった保全につきましても担当課のほうでつくってきたんですけども、昨年、市としての全体の公共施設という捉え方で公共施設保全計画、この計画のほうにつきましても、学校・保育園等々全部含んだ中での保全計画ということをつくらせていただきました。今年度、その保全計画

に基づきまして、公共施設の白書ということで知立市の公共施設の現状をまとめるという業務を行っております。その現状を踏まえて、来年度以降、知立市の公共施設をどうしていこうかというあり方検討に入っていきたいという予定でございます。

○中島委員

アンケートなどやられておりましたよね。公共施設、どういう方たちに送られたかわかりませんが、公共施設のあなたはどのような施設を使いますかとか、この施設の問題をどう思いますかとか、いろんな項目たくさん見た記憶があるんですけども、ああいうことをやって、ああいうものをもとにして今白書をつくって、今年度中に白書を完成させるということですか。それに基づいて来年度以降どういう順番に計画をするのかという計画づくりに入る、そういうことでしょうか。

○企画政策課長

今委員の言われる、ことしその白書をつくるためにアンケートを行いました。市民の公共施設の利用状況等々のアンケートを行いまして、今年度白書を作成しまして、その白書に基づきまして現状を把握した上で来年度以降、公共施設のあり方を考えていくという形になります。

○中島委員

白書ができ上がったら、また議会のほうにも提示されると、こういうことでよろしいですね。

○企画政策課長

作成できた時点で公表していくという形になります。

○中島委員

来年度は、この資産経営係がその白書に基づいてあり方を検討していくと。相当長いスパンのあり方ということになるかと思えますけれども、これは資産経営係、係1つの仕事なのかと思うぐらい大きい仕事にもなるような気がするんですけど、そのあり方の計画、どんなところまでを経営係がやっていかれるのか。資産経営係は何人の方でやっていくのか、どんな体制なのかということについて、新しい体制についてもお示しください。

○企画政策課長

公共施設のあり方ということになりますと、行政サイドだけで施設をどうしていくこうしていくということではできないと思います。市民も含めて市全体の公共施設をどうしていくかということを考えていかないといけないというふうに思っております。

体制でございますけども、資産経営系のほうは公共施設のあり方だけを考える係ではありませんので、今までの財務係、市の財産を管理している財務係の仕事に加えて、そういった公共施設のあり方を考えていくという係になりますので、現状、財務系のほうが2名担当しております。係をつくるんですけど、まだ人数については具体的に何人にするかということは、まだ私のほうとしては決めておりません。現状、公共施設のあり方としては担当1名がおります。

○中島委員

はっきりわかりませんが、今現在の財務系のほうは何人で、新しく今度は財務係と資産経営係というふうに分かれますので、その辺の配置がえについてもう少し明快な答弁をお願いします。

○総務課長

機構改革に伴います各係の人員配置についてでございますが、今のところの計画としまして、現状の係員2名のところを3名の方向で検討はしておるんですけども、最終的な配置につきましては年明けぐらいになろうかと思いますが、各課との配置計画ヒアリングという中で十分論議した上で配置人員を決めていきたいというふうに思っております。

○中島委員

財務係が現在2名ということでいいんですか。現在が財務係が2名。

○企画政策課長

財務係としましては、現在、係長含めて6名でございます。

○中島委員

ですから今財務係が係長含めて全体では6名と、今度2つに分かれます。そうすると新しい財政係

と資産経営係ですね。これをどのぐらいの割合で全体ではふやすのかどうか。重要な仕事が入ってくるということですから、その辺はどうなのかということを知っているんです。

○総務課長

今回の機構見直しに際しまして、企画サイドとの人員配置の打ち合わせの中では増員要求がありまして、財務課としての配分としては現状6名のところを8名の配置という方向での要求が上がっております。以上です。

○中島委員

財務係が現在は6名だけれども、2つの係に分かれるというこの体制、分かれるだけでなく事業もふえるわけですけども、事務分掌の中身もふえますが、全体で8名にしよう。2名を全体ではふやそうと、こういうことですね。当然、資産経営係というものが独立するわけで、係長が1名から2名になりますよね。

今のお話、いろいろ聞かせていただいて、公共施設の大変大きな今後の計画をつくるに当たって、市民とのヒアリングもまだあるのかなという気もいたしましたし、相当な仕事になるなというふうに思いましたので、2名増員ということのできるのかどうなのか、これ分けても4名4名になるのか、それがちょっとわかりませんが、その辺は十分な体制とらないと仕事の課題は明確にしつつ体制づくりが軟弱であるということではやっていけませんので、そういう意味ではどんなふうにもきちんと体制づくりをするのか大事な視点としてやっていただきたい。この機構改革の段階ではそこまでの人間的なことまでの決定とかそういうことにはなっていないので、その仕事のやり方についての提案だけですので、ですからその辺は、当然のことながらついていかないとやっていけないということですので、その辺はよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

施設の管理運営の適正化に関する事、その上にも再配置に関する事という形がありますよね。施設の再配置に関する事、管理運営の適正化に関する事、この2、3ということについて御説

明いただけますか。

○企画政策課長

今回の改正の1、2、3のところに総合施設の維持保全の総合に関すること、2番目に再配置に関することということで、こちらのほうについては再配置、これがあり方の関連、保全もあり方の中で考えていきますし、再配置、こういったことも考えていくということで、事務分掌的には再配置に関することということ及び3番目にも管理運営ということで、これにつきましても1、2、3全て関連しておりまして、今後の公共施設のあり方に関連しての保全、それから再配置、それから管理ということでの内容となります。

○中島委員

公共施設、これは統廃合してもいいんじゃないかみたいなことだとか、廃止だとかということをして再配置と言っているのかなというふうに思います。その辺は絶対だめとかそういうことはもちろんないわけで、しっかりとそれこそ利用者の皆さんの意見が最大限に生かされるような中身でなければならないので、再配置というのを、そのまま行くなれば再配置とは言わないような気がするのですが、その辺は再配置、統廃合ありきというふうに決めつけないでやっていただきたいということは私は思います。ここにそれが書かれているということは大前提かなと。

それから管理運営の適正化というのについては、先ほど簡単にPFIという話が出ましたよね、課長の口から。そういうようなことを研究していくということを言っているのか、今までも議論がありましたけど、やはり民営にどんどん行くという流れを私どもは食いとめたいなと思っているわけですが、この適正化ということについては慎重にやってもらいたい。ポロツと言われるものですから、PFIだというような言い方されるものから、私はそれは軽率ではないかと思いますよ。いかがですか。

○企画政策課長

民間委託につきましては、やはり市民のサービスが第一でございますので、そこがまずクリアし

なければということになりますので、当然そういったことについては今後の中で検討していく中身だと思います。

PFIの手法自体については、今後研究していく必要が当然あるかというふうに、それは最大限市民サービスが大事になりますので、それを壊してまでPFIを推進していくという話ではございません。

○中島委員

その辺は慎重にやっていただかないと、軽率にそれを真っ先に進めるためにやっていくような係になっては困りますので、市民のサービスということで、今白書等についてもいろいろその段階での意見を聞いてやっているというふうに思いますけれども、その辺は慎重にやっていただきたいということを思います。今、適正化という言葉はある意味では本当にいいのかどうなのかという問題点を洗い出すという、そういうことは大事だと思いますけれども、民間委託、民営化、それが今適正化の代名詞になっているというような風潮にありますので、私どもはそれはきちんと慎重にやってもらわなければ困るというふうに思っております。その辺は要望します。

資産経営係というものが大きな仕事になるということで、2つに分かれるんだということは理解をさせていただきます。内容については、今後具体的な内容については十分に吟味させていただきながら見ていきたいというふうに思います。

それから部局が現行10から改正11ということで増1と。これは局が1つふえるという、こういうことだけでよろしいですか。

○企画政策課長

今回、局、危機管理局を新設するに当たりまして、1部局ふえるという形になります。

○中島委員

構造改革の一覧表の図によりますと、会計管理者のところは会計課というところの上に言葉がずっと来てるのでこれは課長になるのかなというふうに私は、この図だけでちょっと誤解するような感じなんですけど、これは今は課長級ということで

やっているんでしたっけ。

○企画政策課長

現在は部長級の職でございます。

○中島委員

これからはどうなるんですか。

○企画政策課長

今回の機構改革によりまして、課長級に会計管理者のほうをお願いしたいというふうに思っております。

○中島委員

ただ部としては1つはなくなるわけではないというイメージで、部長は減るけども部はなくなるといようなイメージで増は局が1つだと、こういうふうに表示されているこの表なんですか。会計課のところは管理者ですけども、これは部なのに部長がいないと、こういう部になるんですか。

○企画政策課長

会計管理者という名称でございますので、課としては会計課でございますので、部の換算には入っておりません。

○中島委員

部には入っていないので、増減には影響されていないという、こういうことだけれども、部長級が課長級に今度に変更すると、これも相当大きい内容だなと私は感じているんですね。

危機管理局が新たにできる、これを強化する、これは今の情勢の中で必要ということでやっつけられるのは理解できるんですけども、収入役ですよ、かつては。かつては市の三役、市長、助役、収入役、三役だった。これが2007年からでしたか、法律が変わって、収入役という部署がなくなって会計管理者という名前が変わったと。しかし、仕事は変わらないというふうには一応言われて、三役というと、会計の分野だけでなく、相当大きな対外的な役割を持つような収入役の役割があったけれども、会計の部分に特化する部長ということで会計管理者というものが収入役にかわって、名前、それから会計に関しては同じ役割を持っていくということであったはずなんですよ。この会計管理者という役割が低められるんじゃないか

という心配を私はしました。その点ではどういうことでしょうか。

○企画政策課長

今委員の言われるように2007年に収入役制度から現在の会計管理者ということで改正が行われたんですけども、以前の収入役というのは特別職的なものがありまして、いろんな会計ごと以外の仕事もあったかと思えます。この変更によりまして、会計管理者というのは会計業務に特化した仕事に変更されました。

今回、今まで部長職であった会計管理者を課長級にという改正案を出させていただいた理由として、会計管理者自体は職員の中からということになっておりまして、部長級でなければならないとか課長級でなければならないというあれはないんですけども、今回機構改革に当たりまして組織の規模等につきましては、やはり組織の規模に応じた編成というのが必要になるかということで、機構改革を進めるに当たりまして、近隣市町村等の組織の状況も私ども確認させていただいた中で、碧南市と高浜市が現状会計管理者のほうに課長級の職でやっております。それから周りの市でいきますと、次長級の市のところもあります。そういった中身からいまして、私ども近隣の市町村等の状況も踏まえた中で、部長相当職のバランスだとか人件費、そういったものいろいろ考慮した上で課長職に今回していきたいという形をお願いしたものでございます。

○中島委員

これは知立市の番頭さんなんですよ、会計の特化したというふうな言い方されて、特別職から一般職に2007年から身分を変えるという形での会計管理者を置くことになったわけでありまして、会計の部門についていって何ら変わらない。会計のいろんなものの扱い方については何ら変わらないと。地方自治法の第168条で会計管理者というものがあって、親族の就職禁止ですね、親族にいろんな因果関係のある人を持っている人はこれにはなれないんですよ、会計管理者というのは。一般の職員ということとはちょっと違う。お

金を扱う上で大変身分は身近を、変な言い方ですけどきれいにしておかなければ、会計管理者にはなれないと。こういう親族の就職禁止という項目もあります。

そして職務権限ということが第170条で書かれているわけでありまして。この会計管理者の仕事について、いま一度どのように把握していらっしゃるのか。担当が違うので、向こうに管理者が見えますので御説明いただけたらと思うんですね。この第70条に基づいて仕事をしているということで、私は課長でいいのかと疑問を感じるから聞いているわけですが、いかがでしょうか。

○会計管理者

今中島委員のおっしゃるように、地方自治法でまず会計管理者になることができないということで第169条のほうにうたっています。それと第170条で会計管理者の職務ということで、当然現金等の出納保管を行っているのが第1義的に、あと有価証券、基金等も含む出納保管、そして物品等の出納保管それから現金の財産の記録を行うと。それと、あとは市長の支出命令、こちらに対する支出負担行為、そちらのほうを確認して適正かどうかを見て支出を命令するという立場で行っているわけですので、私も市長から選任をされたということで、一般職でできるということで平成20年からこういう制度に変わっておるわけですが、先ほど企画政策課長が言ったように当市も当初は部長級ということでありましたが、近隣等も少しずつそれぞれ部長級から副部長とか次長、課長というところもさまざまありますので、その市の対応で決めていかれるんだなというふうに理解しております。

○中島委員

市の対応がそれぞれだということは、現実そうなんだということを先ほど説明がありましたけども、地方自治法からいってお金の管理、現金、有価証券、それから基金、そういったものについても会計管理者がしっかりと目を通して適正になっているかどうかということについて把握して、また市長からいろいろあった場合にもこれが

適正かどうかということも意見を言うこともできるということですよ。そこのところは前の収入役と変わってないところなんです。これ待ったをかけることも本当はできるので、市長がこういう使い方をしたいといった場合に待ったということができる権限を持っているのが収入役でしたし、また会計管理者はその面では変わらない。一般職になってもそう。任命を受けているから意のままになるという立場ではなくて、どの部でもそうだと思いますけれども、そういった形で置かれている大変重要な任務を持っている会計管理者だと、こういうことであります。

他市がどういう形で、どういう議論で、それを課長におろしたか私は全く聞いておりませんが、この地方自治法からいって、やはりこれは健全な財政運営をやっていく大きな目で見ている番頭さんなんです。先ほどの財務課もありますけど、そういった意味では出し入れをしっかり見ていただく非常に重要な部署という点では番頭さんというふうに思っております。ですから、その辺では私は課長におろしてしまっているのかという疑義を感じているわけですが、どのぐらいこれは話し合いをしたんですか、そういった面。そういった面での話し合いはされたんですか。よそは課長じゃないかと、給料安くてもいいじゃないかと、こういう仲間の中に入れちゃっていいのかどうかということなんです。その点、誰が責任を持ってこういう話し合いをしたんでしょうか、この機構改革の上で。いかがですか。

○川合委員長

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時00分

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画政策課長

先ほどの御質問ですけども、議論されたかということでございますけども、今回の機構改革の案

を作成するに当たりましての経過状況でございますけれども、ことしの4月ごろから、私ども政策担当のほうで近隣各市及び類似団体等の組織の状況の調査を行っております。その後、4月中旬に各部長、課長宛てに意見の聴取ということで、こちらのほうメールのほうで機構改革に当たりまして御意見等があればということで各部課長のほうへ意見聴取を行っております。そこで意見の挙がったものについて、5月の中旬にヒアリングを実際行っております。その意見に対してのヒアリングを行っております。

そういったものを踏まえまして、6月下旬ごろに、私ども今回の改正案のほうについての案を作成させていただきまして、7月に第1回の行政改革推進本部会、こちらのメンバー部長級でございますけれども、こちらのほうに私どもがつくった案のほうを御説明させていただきまして御意見等賜っております。当然、この第1回ではそれぞれいろんな意見も出ましたので、第2回ということで、8月に第2回の行政改革推進本部会にて今回の案ということでの御承認をいただいております。そういった経緯で進めさせていただいております。

○中島委員

会計管理者についての議論はどうでしたかということ聞いていますんですけど。

○企画政策課長

この過程での行政改革推進本部会にも、現在の部長相当職から課長相当職に変えていくというものの御説明はさせていただいております。その中で推進本部会員から部長相当職から課長相当職への変更についての御異議等はありませんでした。

○中島委員

御本人が異議ということはなかなか言えない立場のものがあるのかもしれませんが、会計管理者、その点ではいいですよというふうにして、ただ異議なしということで、あなたは態度表明をされたということですか。先ほどコメントを求めたり、部長が参加する行革推進本部会議とかあったというふう聞いたわけですけども、その辺では意見も特に言わなかったという、こういうことでしょ

うか。

○会計管理者

ヒアリング等も事前にあったわけですけども、そのときにもですけども、推進本部会の中でも企画政策課のほうには近隣の状況、先ほど言いましたように各市において部長級か副部長、次長、課長というのはさまざまでありました。

そして、私としてはそういう一般職でありますけれども、ある程度制限がかかるという大事な職務でありますので、その辺、重要な責任があるというのは感じております。あと、私も部長として部長会議にも参画しておりまして、いろんな各市政についての検討等も会議等入っております。ですから、今後課長職になりましても、例えば現金等から預け入れ、この辺の関係につきましても市の公金を扱ってますので、一課長としてではなくて、会計管理者として今後もそういった内部の調整会議、そういうのにも参画していくべきかなというふうには思っております。

あと、市全般に対することについては会計課を所管する所というところになるかちょっとわかりませんが、企画政策課、財政の担当と一番深い関係でありますので、それとあと税金の収納関係は税務課、総務部になりますけど、その辺との調整は今後密にして対応していかないとけないのかなというふうに理解しております。

○中島委員

こういった問題提起ですよ、それは。責任ある一般職だけでも一般職とはちょっと違う、そういう責任があるというふうに感じているというふうに今おっしゃって、そのとおりなんです。法律がそういうことをちゃんと示していると、こういう中で、精いっぱい意見を述べたのではないかなというふうに私は今感じているわけです。

今、一課長になったらどういうふうこれから動くのかということも重要な課題になってくるわけですよ。立場が立場ですよ、これは。法律に基づいた、市長から任命を受けて会計管理者になるという、こういう立場ですから、他の課長の状況とはちょっと違う仕事もしなきゃいけないなど

いう感じがするんですが、権限といいますか、ある程度権限がなければならぬんですよ。

その点は、副市長、かつて市長、助役、収入役の仲間だった収入役がかわって一般職の会計管理というふうになったわけですが、ずるずると課長にまでおりていって、会計の管理というものの責任を法律に基づいてやっていくということが本当に適正な判断かどうかということについてはどのように思われますか。

○清水副市長

私も、その制度がちょうど変わったときの最初の会計管理者を拝命させていただいたものですが、その時点の議論としては、先ほど中島委員もおっしゃったように、かつての地方自治法でいうところの常勤の特別職という収入役、そういうことから制度が変わって会計管理者制度になったわけですが、そういった制度の歴史からいうと、常勤の特別職からのことでもありますから部長級がふさわしいのではないかなというようにも漠然と思っていたわけですが、私も実際に会計管理者として隣接の管理者との会議に出ていきますと、それぞれ先ほど会計管理者から紹介がありましたように、部長相当職であったり次長相当職であったり課長相当職であったり、いろんな方がお見えになりました。いろんな考え方があるんだなということはそのときに考えました。でありますけれども、会計管理者の職務、責任というのは地方自治法で先ほども御紹介にあったように規定がされてあるのでありますので、それが部長相当職であろうが課長相当職であろうが、その権限、責任というのは法がきちっと担保しているものだというふうに思っておりますので、そこは執行機関との関係はしっかり規定をされて担保されているというふうに理解しておりますので、私としては制度が変わって、これで6年、7年ですか、経過する中で、いろんな実務的なことも含めて、先ほどの近隣市、類似団体等々の対応も見ながら、知立市の組織としての中で適正な対応だというふうに考えているところでございます。

○中島委員

適正な対応だと、これが。という話でしたね。会計管理者のいろんな現金、基金いろいろと扱うわけですけれども、基金に属する現金の、預金名義は地方公共団体であり、その取扱責任者が出納長または収入役、現行では会計管理者であるというふうで、基金の取扱責任者という大きな仕事もあるわけですよ。基金及び公有財産に関する株の名義、うちは株は少ないわけですが、こういったものも保管するのが会計管理者だと。もちろんそれは課長だから、また課長じゃない係長でもできるじゃないかと。別に何にもない一般の職員だって、その仕事だけやりなさいといったらやれるじゃないかと。どこが違うのかと。そこどころがはっきりしなきゃいけないと思うんですよ。誰でもできるじゃないかというなら、何でわざわざ法律でこういうことが言われて重要な仕事をやってくださいというふう位置づけをしているのか。その辺ですよ、一番。係長でもいいじゃないかと。どこが違うんですか。

○清水副市長

極端なことを言えば、法でいう一般職であれば誰でもできるということです。その権限、責任は法が定めておりますし、関係の会計規則等々で、その辺は手続をされておりますからいいわけですが、それは先ほど申し上げましたように、いろんな類似団体、隣接とのいろんな関係とか、いろんなことも考えながら総合的に判断するということが必要だというふうに思いますので、誰でもいいという、そういうことから今回のにしたということでは全くございません。

それともう1点、過去の収入役という職としての流れでいきますと、例えば過去でいきますと、いろんな縁故債などの申し込み、契約をする際に本来であれば、今でいうところの企画政策課、財務のほうが実務をやるわけですが、そういったところも、当時でいえば収入役が対外的なそういう金融機関との関係の中でやっておられたというような時期もありましたけれども、今はもうきっちりとそういった事務分掌の中で実務的にやっておりますので、そういったことも特段過去の収入役

であるとか会計管理者でないといけないということも、そういったことでもないのかなというふうにも思っております。

○中島委員

課長が適当だと、適正だというのはどういうことでしょうか。

○清水副市長

先ほど申し上げましたように課長が適正なのか部長が適正なのか、それは先ほど申し上げたとおりであります。その辺の決め方についてはそれぞれ各市の考え方がございますので、それを部長相当職で充てる、あるいは課長相当職で充てる、次長相当職で充てるということでございますので、これは今後の中で、それは全然課長でないとは知立市はいけないんだというようなことは私は申し上げているつもりはございませんけれども、例えば過去には監査委員事務局長も部長相当職の時代もございましたし、課長相当職の時代、現在は課長相当職でございますけれども、そういったようなことはございますので、それを今からこうでないといけないということを申し上げているものではございません。

○中島委員

課長でなくてもいいんだと、平でもいいんだというふうにもとれるような感じがいたしまして、そういう一般職の平の方たちをやるのに地方自治法まで決めるといのは多分前提としていないかと私は思っていますけど、先ほど会計管理者がおっしゃったように、もし課長になった場合、どういうふうな身の振り方をするんだというところについて、市長に対しても、いろんな債務負担行為にしてもちょっとという意見を申し述べるような立場にあるということは、平ではとても言えないですね。だから、どういった見識を持ち、どういった権限を持って、この仕事をするのかという保障ははっきりさせないといけないと思うんですが、いかがですか。

○清水副市長

先ほど申し上げましたように、一般職といったわけですので、これは部長から担当まで全てが一

般職ですから、私は何もそういった係員が管理者になることはいいとは全然言っておりませんので、そこは誤解のないようお願いしたいというふうに思います。

それから、やはり会計管理者としての職務から、そういったいろんな庁内の調整会議だとかいろんなことも必要なものについては、今も例えば財産評価審査委員会とか、そういったところにも参画していただくわけですので、必要のあるものには今後調整しながら積極的に参画していただくようにしていきたいというふうに、会計管理者としての職務としてお願いできるものはしていきたいというふうに思っております。

○中島委員

どういうものに参画していくのかということについても、やはり具体的にしておかなければいけないと思うんですね。このやりとりだけで、そういったところに参画して何を把握してどういう仕事をするのかということが明確にならなければ、正式な適正な職務遂行ということはできないというふうに思いますので、その辺はしっかりやってもらいたい。

それから、碧南市、高浜市という話がありましたけれども、もう少し関連市町、西三河でいうと9市ですけども、その辺の状況はどうなんですか。

○企画政策課長

現在、西三河近隣市でいきますと、先ほどの碧南市と高浜市が課長相当職でございます。刈谷市、安城市、西尾市、この3市が副部長もしくは次長という形になっております。

それから類似団体としまして、蒲郡市、新城市、田原市、こちらのほうが副部長、次長級でございます。

それから、人口が似たような県内の市でいきますと、常滑市、岩倉市、豊明市、こちらのほうの3市のほうが課長級でございます。あと、犬山市のほうにつきましては、総務部長が兼務という形になっております。以上でございます。

○中島委員

課長それから副部長、次長と、総務部長が兼務

というところもあるというのも驚きましたけども、やはり本来の法に基づく職務遂行という点でいうと、1つの独立した部の中になければならないと、うちは一応1つの独立したものということは担保されているわけですね。ただ、部長から課長におりるところであります。副部長とか次長とかいうところについて今紹介がありましたけども、やはりそれは課長よりも1級上で、いろんな課から出てくるいろんなものに対しても意見を言うていくという権限を担保するものだというふうに思うんですよ。やっぱりありますからね、級で言いやすい、言いにくい、下の者が上には言いにくい、いろいろありますよね。ですから、そういったところを担保するというので、私は最大限副部長なのかというふうに思いました。蒲都市、新城市、田原市もやっているということであるならば、うちは副部長というわけではないですけど、現在は次長ですね。だからそういった部分にとどめるということだって1つの選択肢ではないかと。給料の問題だけですかね、これは。そういう感じがします。やっぱり一般の課長とは少し違った身分を保障するというのもどこかで必要じゃないですか、その辺どうですか。

○清水副市長

今中島委員のおっしゃる意味、十分理解しております。ただ、私ども一般職で言いますと、今次長がおりますのは都市整備部、県からの派遣の方ということで、基本的には知立市の場合には課長補佐、課長、部長というようなことで非常に細かく分けたような形の職制にしておりませんものから、そういった意味では今の御意見も十分理解はする上で、今回のところは今の提案している中身でいきたいなというふうに思いますし、それが行革本部会議の中でもそういうふうな結論として得ているというふうで御理解いただければというふうに思います。

○中島委員

再度、会計管理者に、今後もし課長になった場合、何が必要なのかという見解をもう一度お聞かせいただけませんか。今、会計管理者は来年度は

もう退職ですか。そういう時期を迎えていらっしゃるって、こういう改革にはまっていけるのか。あなたが課長になる、おりにという、こういうことではないと思うんですけどね。ごめんなさい、それちょっと余分な話ですが、お願いします。

○会計管理者

今後について、課長職になるということで、現在会計管理者の当り職として、市役所の庁内において先ほど副市長が述べましたように財産評価審査委員会を初め6つのそれぞれ監事という役割とか、それからあと外部的に例えば土地開発公社の出納員、ちりゅう芸術創造協会の監事、それから連続立体交差事業の期成同盟会の監事という職務が現在ありますので、その辺のことも今後調整が必要かなというように思っておりますので、これは各担当課のほうの所管になりますので、その辺も考えていただいて、その辺を決めていただければと思っております。

それと、私自身はこの平成26年度をもって定年退職ということになっております。以上でございます。

○中島委員

会計管理者、本年度で退職ということで本当にお疲れさまです。今言われた課長になるに当たって、今6つの監事の役を一応果たしている。やはり会計をつかさどるところに見える方のポストというものが大事なところがありますので、課長級になるという中でこの辺の継承がされるのか、その辺また課長になったからといって、いろいろ仕事が変わってくる面が逆はないのかあるのか、その辺、明らかにして、少なくとも今の対外的なこの辺の監事というものは、やはりやっていたかなければならないんじゃないかというふうに思っておりますけども、やはり1つの権限というものをきちっと発揮できるような部署というものはこれからも保障するというふうに思いますけども、そのようでもよろしいでしょうか。

○清水副市長

収入役時代には、例えばまちづくり株式会社の取締役役に就任されたりというようなことも過去に

は常勤の特別職の場合にはそういうことがあったわけですが、一般職になってからはそういう兼務はできないという規定の中で、そういったものからは今はないわけですが、今会計管理者が言いました庁内のものは、もちろん会計管理者あるいは会計課長としての役割の中で参画していただきたいというふうに思っておりますし、対外的な部分についても、これはそれぞれの団体のお考えもありますけども、私のほうとしては今回のことによって知立市の会計管理者の職務が何ら変わったわけではございませんので、そういうことは十分説明をして御理解を得ていきたいなと。今のそういう役割を継続して担っていただければというふうに思っております。

○中島委員

会計管理者としての役割は、きちんとこれまでどおりに果たすということですね。そうすると、お給料が安くなっていいのということが逆にありますけどね。そこのところは何か保障されるものがあるんでしょうかね。全くないですか、それは。考え方としては、一般的な課長ということで、これはやっていくと、こういうことですかね。なかなか大変なポストに当てはまる方は行かれるということになると思います。

一応わかりました。地方自治法に基づいた先ほどの第169条の就職禁止の条項といったもの、それから職務、これに基づいてきちっとやっていただくということをお願いしておきます。

それから、いよいよ新しい局ということで設けられることについて、これは局とか部とかいうところも中にはそれぞれあるわけですが、危機管理局、危機管理部、こういうふうな2つの言い方が事例としてはございます。この辺について、局という形のものとなんか一般的には理解はできるわけですが、その辺の説明をお願いします。

○企画政策課長

ただいまのなぜ部ではなく局にしたかということですが、特に部だとか局に命名するという規則的なものはあるようなないような形ですが、現在私どものほうの部とい

う考え方につきましては、複数の課を統括するような形であれば、そういった意味合いで部とするものでございまして、1つの課のみを統括するというものにつきましては局という考え方を基本的にしております。

○中島委員

わかりました。そういう意味で県なんかの段階だとやっぱり部が多いんですけども、そういう意味では課がたくさんあるということも想定されますよね。1課なので局だと、こういうことですね。

それこそここは部長級に逆になっていくわけですね、今度は責任者が部長級になる、課長ではない。ここのところの権限というものがさっきの会計管理者と逆の話ですけども、逆にそれは強化されるということでこういう形になるかどうか、その辺をお願いします。

○企画政策課長

今回、危機管理局を新設ということの理由としましては、大規模災害等の危機的事態における体制の強化ということで、現在、本市においては災害を主眼に置いた体制がしかれておりますけれども、今回局にすることによって自然災害に限らず緊急事態、例えばテロだとか新型インフルエンザ、こういったものに対する適切な対応ができるように局体制で強化していきたいと。

そういった中で、緊急事態に対する初動体制の整備や未然の防止を行うための対策として、この局をつくりまして、この局において全庁的な業務継続計画、BCPと言われておりますけれども、こういったものも策定に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○中島委員

局になるということで強化されるという、今局の仕事についての話だったというふうに思いますが、これは今までのように課ではならないという特にそのポイントだけお示しいただけますか。

○企画政策課長

今回、部長相当職を独立した局長という形になるかと思っておりますけども、今危機管理局につきましては、防災の関連と現在の安心安全課であります

交通安全、防災、それから防犯、こういったものを所轄する局になりますけども、必ずしも災害だけが発生するというではありません。例えば、災害と防犯、同時にこういう危機が訪れる場合もありますので、そういった面からいきますと、課長の課ではなくて局にして、部長もそういった指揮監督に立てるような形での強化も図っていきたいという意味合いもあります。

○中島委員

さまざまなものに対する機動的な役割が権限も持って対応できると、こういう意味合いですね、御説明ということで言うと。

前から国民保護法ができていますので、テロの対策というようなことも必ず言葉がくっついてくるという感じがしますが、どここの海から朝鮮が攻めてきたとか、そういった場合の避難訓練をするという、ちょっと先走った訓練をしたところもあって非常に非難ごうごうになったところもありました。そういった意味では、国民保護に関するところという9番目のところでテロという言い方をされたんですか。国民保護法という、多分そのところでテロ対策まで出てきたので、インフルエンザについても既にこの間も対応するというところでやっていたというふうに思いますけれども、新たな何かを考えて、これは今テロ対策のようなことも含めてというふうな言い方をされたもんですから、これは具体的に何かお考えがあるのでしょうか。

○企画政策課長

先ほど例として新型インフルエンザだとか、そういった形で表現させていただきましたですけども、緊急事態におきましての行動計画、初動体制の整備や未然の防止策、こういったものの計画をつくっていくという、現在インフルエンザであれば健康増進課が単独でやってます。それから電算は電算でという形でやっておりますけども、市全体でそういった計画のほうをこちらの危機管理局のほうで策定していくというための強化という形で今回新設していくという形で提案させていただいております。

○中島委員

少し言われたことに対して、私は気になったので言ったんですけどね、テロ対策。もちろん万博があったときも飲み物のペットボトルは持っていったらいいとか、いろんなことやられましたよね。爆発物が入ってちゃいけないとか、そういった意味でのテロ対策ということも非常にいろんな大きな催し物ではやってみえる。それは非難するつもりは全くないわけですけども、そういった観点も持つという意味のこの9番ということですね。わかりました。

先ほどと同じように人員配置の強化という点では、これはどのように検討されるのでしょうか。

○総務課長

危機管理局につきましては、現在、安心安全課としまして6名体制で人員配置しておるところを、現段階の案としましては局長含めた8名体制というところを前提に考えております。

○中島委員

そうすると、もちろん部長がふえるという意味では確実に1人ふえるということになりますね。あと1人、もう1人防災係のところをふやすという、こんなお考えでしょうか。そうですか。

○総務課長

そのとおりでございます。今のところの案としてという前提でございますが、そのとおりでございます。

○中島委員

わかりました。全般的には、この体制の中で大きく変わるなというのはそういったところ、あともう1つは、土木係というものを道路工務係と河川工務係に変えると。これはなるべくわかりやすくしようということ言うなら、道路係と河川係じゃ何でいけないんだろうと。名がくっつくと、道路の工務でなくて道路の何かがあるの、もう1つあるの、こんな感じがしますよね。わざわざくっつけなくてもいいんじゃないですか、どうですか。

○企画政策課長

名称につきましては、中島委員の言われるよう

に工務係、今道路工務係ということで、それも議論の中に入りました。工務をつけなきゃいけないかという話もありました。

ただ、土木課のほうには道路と河川、管理する部門と工事する部門がありまして、道路係という形になりますと道路全般という捉え方になってしまいますので、今回土木係のほうにつきましては道路の工務的、建設的な仕事をやってますので、道路の工務と河川工務係という形に分けさせていただいて、管理部門につきましては管理ということで係が別個にありますので、そういった区分けの中で、市民に対して管理している部門と実際に工事する部門ということで工務をつけさせていただいております。

○中島委員

市民的にいうと、管理係のところ独立してあるんだからわかると思うんですがね、道路係、河川係で。わかりやすくという大きな今度の1つのポイントからすると、やっぱりないほうがいいなと私は思いますね。ないほうがいい。住民が来て、道路工務係ですか管理係ですか、どっちだろうと思いますよ、それもまた。管理なのか工務なのか、どどこがちょっと穴ぼこがあいちゃったけど、どうしようというのは管理なのか工務なのかどっちなんですか。住民から電話した場合、どっちに入るんですか。

○企画政策課長

課としては1つの課でありまして、今言われる道路に穴があいてますよというものに対しては道路管理のほうが対応する形。実際に、それに対しての工事、実施等にかかわりましては工務係のほうが行っていくという体制になってくるかと思えます。

○中島委員

道路管理係と書いてありましたかね。ただの管理係ですね、土木の管理係、土木課の中の管理係だ。道路係というのは新しく道路を新設する、大きく改良する、河川も同様、こういうことだけを担当するということですか。

○企画政策課長

道路といいましても、道路を新設する係ですかという話も、またこの道路の中でも都市計画道路と市道の関係がありまして、都市計画道路になりますと都市計画課になります。それから一般の市道の築造等につきましては、道路工務係という形の区分けになってくるかと思えます。

○中島委員

どっちにしてもまだ道半ば、これが絶対いいというものではないと、こういう感じですね。絶対これではいけないということでもないし、ただし、あんまりころころ変わるというのもよくないですよ。

企画というのは本当にわかりにくかった。何とか何とか企画係と全部福祉でも何でも企画というのが入ってありました。これは廃止すると、考え方としては。これも前回の機構改革で入れて、入れるんだ入れるんだと言って入れたんですよ。わかりにくいよね。そのもう1つ前ですか。もう大分なりますね。もうわかりにくいわかりにくいということから、でもやってみよう。やっぱりやめると。こういうことですよ。だから本当に市民の目線でわかりやすい名前にするということについて、ちょっと疑問を感じてしまったわけですね、どれほど議論されたんだろうかと。せっかく企画係の名称を外すのに、今度は変わったものをつけるなあという感じがいたしまして、ちょっとその辺は難ありというふうに思います。

しっかり市民に定着するような中身、期間もかかっていこうし、そういったことについては市民に対してどういう係が何なんだということがわかりやすく、こういうふうな説明をする機会というのはこれに関しては持つというおつもりはあるんでしょうか、全般ですけどね。対市民に対して、名称が変わりますよということの御説明はどのようにされるんでしょうか。

○企画政策課長

市民に対しましては、ホームページ、広報等で機構改革により係が変わりましたと、こういった形になりましたということで、周知のほうを図っていきたいと思っております。

○中島委員

その範囲ではなかなか通じないなと思って。出向いてみえた人たちがどこだろうということ、名前変わったなということとかもあります。区長会なんかは特に土木申請、いろんな形の修繕とかいろいろ持ってみるので、その辺も関係される皆さんには事細かにちゃんと説明をしてこういうふうになりましたよということを周知していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

あとは、廃止されるのはつどいの広場ということで廃止ということがありますね。これは子育てのところでもありますね。機構改革の中の子育てのところ、つどいの廃止、代表者会議でも御報告は議会にはいただいているので、聞いたわけですが、こういった廃止ということについても十分な周知がなければ皆さんが困ってしまうと。これ機構改革なんで、子育てのことでもありますけれども、廃止ということであるので、あえて一言言わせていただいたわけですが、これも中央子育て支援センターができたというようなことも含めての背景の中で廃止という形に持っていかれたわけですが、経緯からすると児童館がないよというところで1つはこれをつくったという経緯があったので、これはやりとりは子育ての担当とのやりとりが必要になることで、ここではないんですけども、そういったことも1つは経過の中で、なかなか子どもさん、どこの児童館でも赤ちゃんサークルがありますけれども、この地域には集まる場所がないねというようなことでできたということも含めてありましたので、そういった点では廃止でよかったのかという疑問は持ったわけですが、この辺は廃止のいきさつというか、全体機構改革の中ではやられたのかということを一言お知らせいただきたい。

○清水副市長

今の猿渡児童クラブで行っていますつどいの広場については、組織の改正の中では全く議論はされておられません。これはあくまでも、今つくっております中央子育て支援センター、この中の業務

内容を充実するという中で検討した結果として、今回そのようにやっていきたいという中身でございますので、それは今中島委員がごらんになっているのは多分事務分掌の中にそういうのが入っておるかなということでおっしゃられたと思いますが、今回の提案させていただく組織の中での見直しの議論にはございませんでした。

○中島委員

そうだというふうに思います。ここで、それ以上その話はできないということも承知、事務分掌の全体の中身でちょっと触れさせていただきました。この資料、添付していただいておりますのでね、わかりました。全体としては、会計管理者の問題、いろいろ指摘させてもらいましたけれども、これまでの仕事が低下しないように配慮していただき、市民への十分な説明というものもあわせてやっていただけるということを強く要望しておきたいなというふうに思います。以上です。

○川合委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

これで質疑を終わります。

次に自由討議に入ります。本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第62号について挙手により採決します。

議案第62号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって議案第62号 知立市

事務分掌条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第63号 知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

早速、この間、新聞に高浜市議会が全会一致で否決したと。今の情勢の中で議員がこういったものをお手盛りで上げるというのは認められないと、市民に説明がつかないと、こういう形で否決をしました。高浜市の場合は、次ですけども、市長、特別職の報酬引き上げというもの、今回うちも出てますけど、これについてどういう対応だったか御承知でしょうか。

○総務課長

まず今回、人事院勧告に基づきまして期末手当の支給割合というところを特別職の報酬等審議会にお諮りした上で期末手当の支給割合について上程させていただいたものでございますが、近隣各市、いろいろ状況が違いまして、その支給割合についてのみの報酬審議会へのお諮りというものが必ずしも全団体がされておるとい状況ではございません。

今お話のありました高浜市におかれましては、これまで報酬の見直しということがされてきておりませんでして、特別職の報酬等審議会の開催というものも近年ない状況でございます。したがいまして今回高浜市で上程された内容については特に報酬等審議会にお諮りした上での上程案ではないというふうな理解をしております。

常勤の市長、副市長についても同じ扱いをされております。

改正をするかどうかということですね。高浜市の状況については、今回新聞情報では議員ということだけですので、私のほうでは市長、副市長については現在のところ確認はできておりません。

○中島委員

市長、副市長等については引き上げないと。引き上げる提案をしていないと。議員だけ出したと

というのが実際ですね。どうして議員だけ出てきて、議員だけお手盛りでもらっちゃうのかという、それはということも含めて否決になったのかなというふうに承知をしているわけです。

私、本会議でも言いましたが、市長等については10%の報酬減ということで抑えているという背景があるので、それについてはまた違うだろうというふうに私は言いました。議員については特段そういった形での引き下げはしておりませんので、ですからこの期末手当の引き上げについては、今の時期遠慮すべきではないかと議員からは思うわけです、議員の立場からは。そういうことであります。

これは当局が審議会に諮ったわけでありまして、審議会の答申がそうであったという中で出てきている。議会には特にこういう問題については相談はしないと、事前の相談は全くしないという中で出てきて、さあどうだと、こういうことですよ。もう一度詳しく、今回上がるとしたら上がる分が補正ですけども、議長、副議長、議員、これが期末手当が支給額が幾らになるのかということ、プラスが幾らで支給額が幾らになるという数字もお示しいただいていいですか、計算してないので。

○総務課長

まず今回の知立市議会議員はじめ、市長、副市長の期末手当につきましては、現行で2.95月というところを3.10月とする内容の勧告に基づいて、同様の取り扱いをさせていただいております。そして6月分は既に支給済みでございますので、12月分の期末手当を1.55月から0.15カ月分引き上げ1.70月分とすることによりまして、その影響額としましては議員お1人当たり8万8,000円ほどとなる計算になっております。

議長、副議長につきましては、議長が10万7,000円ほどの影響額、それから副議長におかれましては9万2,000円ほどという計算になります。

また市長、副市長につきましては、市長が18万2,000円ほど、副市長につきましては15万6,000円ほどの影響額というふうな計算になっております。以上です。

○中島委員

それで総額幾らですかということを聞いたんです。そこですぐ出ますか。計算の話だけなんです。これによって期末手当が幾らになる。高浜市の報道では、総額でこうなるんだというようなことでアピールされておまして、そういった意味では市民はそういう目線で見るとということだなどということで、改めて聞いているわけですけども。

○総務課長

総額で212万5,000円ほどになります。

○中島委員

何の総額。

○総務課長

議員お1人当たり8万8,000円ほどの影響額がございますので、それ掛ける18人分ということ、プラス議長、副議長、そして市長、副市長、合計合算しますとということでございます。

○中島委員

わかりました。そういうことを聞いたんじゃないかなんですけども、いいです。1人の議員が、また議長が、副議長が幾らのボーナスになるのかというその総額を聞いたわけですよ。これが上がることによって総額が幾らになりますかと聞いたわけですよ。

○総務課長

失礼いたしました。まず市長におきましては年間の期末手当、現行358万5,000円ほどが改定後につきましては376万6,000円ほどになります。

副市長につきましては、現行307万1,000円ほどが改定後につきましては322万7,000円ほどになります。

議長につきましては、現行212万1,000円のところ改定後につきましては222万9,000円ほどになります。

副議長におかれましては、現行182万2,000円のところ改定後につきましては191万4,000円ほどになります。

議員お1人当たりにつきましては、現行173万2,000円ほどが改定後につきましては182万円ほどになります。以上でございます。

○中島委員

わかりました。総額の先ほどのアップ分も212万5,000円、全体で上がるよということでありました。

財政の問題ということの中で、議員にもこの辺は抑えてもいいんじゃないかと、議長に少しは相談があってもいいんじゃないかと、代表者会議で、こうだからもらおうとか、こうだから遠慮しようとか、多少そういうことの打診が今の時期あってもいいんじゃないかと。この点だけ、手続上の問題ですけどもお知らせください。

○総務課長

これまで知立市議会議員をはじめ、市長、副市長の期末手当につきましては、知立市特別職報酬等審議会の答申のもとに決めさせていただいておったという経緯もございまして、事前に御相談という形をとっておったというふうには理解しておりませんので、あくまでもその報酬等審議会の答申を尊重し、その結果に基づいて改正案を上程させていただいたということでございます。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に自由討議に入ります。本案に対する自由討議の発言を許します。

○中島委員

やはり今、議会のほうには1つの相談もなく答申を尊重するという形での上程ということでありまして、いろんな議案、当局の議案を否決するというのは失礼じゃないかというような思いも議員の中には持っていらっしゃる方も多いんですよ。いろいろ厳しいことを言っても、やっぱり認めていくというような流れがあります。今回についても提案されたからそうかなというような、こういう話も水面下で出ているわけですよ。それで、私はこの時期こういう意味で議会のほうとしては遠慮しようという、そういうこともあってもいいんじゃないかなと思うんですが、皆さんはいかが

为什么呢。

○川合委員長

御意見ありませんか。

○池田滋彦委員

先ほどの高浜市の件ですが、これ裏がありまして、裏があるという言い方は変ですが、なぜ上程しなかったかというのは理由がちゃんとありまして、市長も議員もあります。要は、来年統一選挙がありまして、その統一選挙に利用されるのがいかんということでやめたんですね。それは報酬審議会も何もなくて議員がみずからそういうふうに話をしたんです。選挙が絡むことはよくないということでやめた話であって、市長もそれは納得しているはずなんです。

ただ、我々の知立市の場合は、現状が全く違う話で、議員も減っていることで、仕事もたくさんふえているんですから、それは理由が全然違います。その面では、この議論はないような気がしますけど、私はするべきじゃないと思います。

○川合委員長

ほかに意見はございませんか。

○神谷委員

この件につきまして、こういうような経済状況の中で市民感情として上げるというのはちょっと抵抗があるのかなという気もいたしますけれども、知立市としては特別報酬等審議会の答申ということでまとめていただいたわけでございますので、報酬審議会の答申をもって、この件については認めていけばいいんじゃないかなというふうに、尊重していけばいいんじゃないかなというふうに考えております。以上です。

○川合委員長

ほかに御意見はありませんか。

○中島委員

市民感情という点では、皆さん一致していると。高浜市の選挙の話、私はそういうふうには知りませんが、当然、市民感情があるからですね、それは。選挙に影響しちゃうと、市民感情に反することをやってはいけないということで、みんなでやめようというふうな形になった。

市長のほうは提案されなかったのはなぜかわかりませんが、審議会を何しろ開いていないということは言われましたけれども、市民感情という点では、やはり今の全ての議員はそういうふうに思っているということだと思うんですね。

だから人勸の中で出されたものに沿っていいじゃないかという審議会の皆さんの答申であったということはわかりますけれども、そこでやはり議会改革やって私たちがちょっと身を切るよ、私たちはという姿勢を示すのも議会改革ではないかというふうに私は思うんですが、そういったふうには同調していただけないんですかね。

○川合委員長

御意見ありませんか。

○久田委員

私も議会改革特別委員のときにいろいろ研究しましたが、人勸とそして報酬審議会の意見を参考にするとということで、私はこの議案に対しては賛成というふうなふうに考えております。

○川合委員長

よろしいですか。ほかに。

これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第63号について挙手により採決します。

議案第63号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手多数です。したがって議案第63号 知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後0時01分

再開 午後0時58分

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは議案第64号 知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に自由討議に入ります。本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第64号について挙手により採決します。

議案第64号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって議案第64号 知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第65号 知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

知立市職員の給与に関する条例の一部の改正ということでもあります。資料もついておりまして概要、給与勧告の骨子ということで資料が参考資料のほうで詳しく述べられております。人勧を受けてということですが、今回は期末・勤勉のうちの勤勉のみという、期末はないという形のことになっております。まずその点はどういうこと

か教えてください。

○総務課長

今回の人事院勧告の中におきまして期末・勤勉手当の支給月数割合の見直しがされました。それに合わせまして、今回の勧告の中では昇給表や諸手当のあり方を含めた国家公務員の給与制度の総合的見直しというところが勧告をなされておまして、それに基づく成績率等を勘案する本来の勤勉手当のあり方というところを加味いたしまして、今回の増額分については勤務実績に応じた給与推進のための勤勉手当に配分をさせるという形になっております。以上です。

○中島委員

人勧そのものが成果主義というか、実績に応じたところに配分しなさいというようなことで、いわゆる勤勉手当だけの引き上げということの勧告の中身だと、こういうことですか。

○総務課長

御質問者おっしゃいましたとおりでございます。

○中島委員

そういうことで今回は期末については上げる内容にはなっていない。特別職等については勤勉はないですからね、期末という形でやっておりますが、これは勤勉のほうのみと、こういうことであります。月数とかは書いてあるわけですが、これは勤勉という意味の何か成果的なものがここの中に反映されるということになるのでしょうか。

○総務課長

今回の支給割合の変更の中身として、そのものが直接成績率等に反映するというものではございませんけれども、今後、地方公務員法の改正等もありまして、平成28年4月1日より勤務成績に応じた勤勉手当のあり方ということを実施していくということを検討しております。

○中島委員

それも人勧の中身という意味ですかね、今の話は。平成28年の4月1日から、それは今は勤勉手当において勤務成績率を反映させると。勤勉手当に反映させるということが平成28年4月1日からということで、それも人勧の方針ということで受

けとめていいんですか。

○総務課長

先ほどおっしゃられた成績率の反映というところは今回の人勸でそのものずばりを勧告されておるものではございません。

先ほど申しあげました今回俸給表の水準が引き上げられましたとともに特別給、いわゆるボーナスについても引き上げとなりました。この引き上げについては7年ぶりの勧告がなされておるわけなんですけれども、その今回の勧告の中では総合的な見直しについての勧告もあわせてされておりまして、その中で職員の能力、それから実績のよりの確な処遇への反映など基本体系の抜本的な見直しに取り組むということをあわせて勧告ではないんですけれども、地方公務員法の改正に合わせた公務員の給与改定に関する取り扱いについてという通知の中で明記されておりますので、先ほど申しあげました平成28年4月に向けてそういった準備を考えていきたいというふうに思っております。

○中島委員

この資料ではボーナス引き上げのところで勤務実績に応じた給与の推進のため勤勉手当に配分という形で書かれているものが、今回の改定の背景のものだと。これはこれで、そういうことですね。

今後については、総合的な見直しの中にそういう視点も入ってくると。さっき平成28年4月1日からそうなるよというのとはちょっと違いますね。その答弁は撤回ですね。さっきの人勸との関係で、平成28年4月1日から勤務成績に応じてということについて言われたのは訂正ということによろしいですね。総合見直しということの中の方針としては出てるよということだけであって、そういうことですね。平成28年4月1日からそうなりますよということではないですね。

○総務課長

今回の人勸の中での勧告ではございませんので、先ほど申しあげましたのは、国の指針として国の見直しの内容や方向性を踏まえて各地方公共団体においても総合的な見直しを図るという中で、目標年度として平成28年4月に向けて準備を進めた

という考え方を示したものでございます。

○中島委員

人勸それから国の全体的な給与制度の総合見直し、ここにも書いてありますけど、そういう範囲で今動いているという意味で表明されたということと受けとめておきます。

今回、若年層に重点を置きながらの引き上げにしたということで、平均改定率が0.3%、若年層に厚くということになっていて、若年層も含めて全体で0.3%と、こういうことですよ。若年層というのはどこからどこまでわかりませんが、その範囲を示していただいて、その範囲の方たちは何%上がるんですか。

○総務課長

引き上げのパーセントまでは御用意しておりませんが、今回そもそも人事院勧告の中で民間給与との格差0.27%を埋めるための平均改定率が0.3%という中で、特に給料表の改定内容もお示ししてございますけれども、1級の方たち、例えば初任給の中で見ていきますと、知立市の場合、大卒の初任給17万8,800円が18万800円にという形になりますので、若年層については2,000円の引き上げという形が1級の中では多々見られます。そういった状況の中で若年層に重点を置いた改正内容となっておりますということでございます。

○中島委員

初任給を上げればその後の段階も少しずつ上がっていくということで、そこで厚くなっているよと、こういうことなんですね。

じゃあ逆に、だんだん経験の高くなった人たちのそういった問題も今回あるというふうに思っておりますけれども、そのあたりの説明、それと早期退職的な考え方というのも出されておりましたよね、そういったこととの関係、御説明いただけますか。

○総務課長

まず高齢層の職員のところにおきましては、平成22年の勧告時に1.5%の減額措置というものが勧告されまして、平成23年度から実施しておるところでございます。ここも民間との給与差が拡大

傾向にある50歳代後半層の俸給に対して1.5%を減じて支給するというを附則に定義して対応しておるわけでございます。今回の給与に関する俸給表の見直しの中では平均3%という引き上げにはなっておるわけでございますけれども、やはり高齢層のところにつきましては、若干その割合が低い引き上げ状態になっておるということでございます。

それと御質問にありました早期退職のところにつきましては、これまでの勸奨というものを改めまして早期退職制度というものを平成26年度より創設させていただきました。主な変更内容につきましては、対象者がこれまで満年齢50歳以上で定年年度に至らない職員から、新しい早期退職制度におきましては勤続20年以上で定年に達する日の属する年度の4月1日を越え15年度以内の退職者、いわゆる45歳から59歳までの職員という形に変更しております。

あわせて優遇制度につきましても、これまで1年について2%を乗じて得た額を勸奨分の対象にしておったわけですが、早期退職にいたしましては退職時の給与月額に1年につき3%を割り増しするという制度になっております。以上です。

○中島委員

退職ということで、今までの勸奨退職というのはもう完全になくなって、こういう形になっているということですよ。これは後進に道を譲的なことと第2の人生へのスタートがもっと新しく若いうちということも両方説明を聞きましたけど、そういう形で高齢者でもないですけど、高年齢者の人たちの働き方を変えていく、そうすると人材的に不安も感じないわけではありませんけども、役職との関係とかいろいろあるのかなと思いますけども、一応若い方を厚くして高年齢者はちょっと早くお引き取りくださいということも含めて、こういう人事の見直しというか、そういうものがあると、こういうことだということがわかりました。

こういう中で管理職の手当というものが普通はないわけですが、残業時間がないわけですが、いろいろな事情の中で管理職が指導するよう

な場合がふえてくると、こういった場合に対してはきちんと手当でもしなければいかんじゃないかということもあわせて言われていると思うんですけども、それはどういうふう具体的ににはなるのでしょうか。

○総務課長

今回、まだ条例改正の提案までには至っておりませんが、人事院勧告の中身の中で管理職特別勤務手当といったもの見直しということがされております。管理監督職員が平日深夜に及ぶ長時間の勤務を行っている実態、災害への対処等の臨時・緊急の必要性によりやむを得ず平日深夜に勤務した場合の措置として、勤務1回につき6,000円を超えない範囲の額を支給という形で国のほうは実施されておりますので、そういったものを参考にまた改正を検討しておる状況です。

○中島委員

危機管理局ができて、そういった体制を強化しようということの中で、本当に危機的な状況が起きるかどうかはわかりませんが、今でもいろいろ長く必要になって勤務されるということもあると思いますが、平日で深夜の勤務ということに限って、これは1カ月1回で6,000円、上限が。じゃないですか、1回につき6,000円、1日6,000円といえますかね、2日続けば1万2,000円と、こういう手当が今まではなかったけども、つくようになるよということですね。これは今回のものに対しては入っていないけども、これは3月の議会等で対応すると、こういうことですね。人勧の中身ではありますけど。わかりました。今回はこれだけということで、人勧全ての内容の変更というものは今の問題プラス地域手当が今度考え方がまた変わってくると。これはどういう内容か、そしてそれもやっぱり3月の議会ということになるのか、人勧の中身ですけども、あわせて御説明しておいてください。

○総務課長

人勧の中身ということでございますので、いまだ一度今回の8月7日に出されました人事院勧告の中身に触れながらお話しさせていただきたいとい

うふうに思います。

議案第65号の参考資料に給与勧告の骨子というものを参考資料としておつけしております、今年の給与勧告におきましては、先ほど申し上げましたとおり民間の賃金との対比の中で俸給表の水準が引き上げられました。それに合わせまして特別給、いわゆるボーナスについても引き上げとなりまして7年ぶりの引き上げの勧告がなされております。その骨子の中の上の四角の中にあります1つ目のところが今申し上げました内容でございます、国におきましてはこの内容を平成26年にさかのぼり適用しておる状況でございます。したがって今12月議会での条例改正の内容としましては、本年度分に関係するところについて上程させていただいております。

今後の給与総合的な見直しにあわせまして地域手当、それから先ほどの管理職特別勤務手当を含めまして、さまざまな見直しを現在検討しております。例えまして、まずは地域手当の見直しにつきましては、現在6級地、いわゆる3%の支給という形で知立市は総務省のほうから示されておりますが、段階的に引き上げ、10%、5級地という扱いの地域になっております。したがって今後、段階的に地域手当については10%への引き上げの方向で現在検討中でございます。

あと国家公務員の給与勧告でございます中身で知立市にも関係するところが単身赴任手当、ここにつきましては現在被災地への職員派遣ということも行っておりますので、そういった観点で国の勧告に合わせ変更を検討しております。

また、先ほどお話しいただきました管理職特別勤務手当、これにつきましても、先ほどの勤務1回につきという6,000円を超えない範囲で支給の対象として考えております。

再度、検討内容としましては国の状況を例えば上回る部分等につきましても、見直しもあわせて検討するというところを実施しております、これについても今後の検討内容ということで考えております。

○中島委員

わかりました。3月議会の中でそういったものについての検討結果が提案されてくるということで一応見ておきます。

今の職員の皆さんにしっかり働いていただくということを保障する給与ですから、そういったものに見合ったものにしていただきたいということ、それから特に今強調されている成績云々という話が給与に反映されるというシステムなんですけど、きょうもお葬式がありましたけど、やはり健康を害するような、追い込まれるような勤務成績を上げようというような異常なやり方についてはセーブできるような、余り過度な勤務成績、勤務成績と言われると職員の皆さんも自由に仕事ができないというか緊張してしまう、そういうことも出てくると思いますので、そういったものについては十分配慮した上での検討をお願いしておきたいと思っております。以上です。

○川合委員長

ほかに質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に自由討議に入ります。本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第65号について挙手により採決します。

議案第65号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって議案第65号 知立市

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第66号 知立市消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に自由討議に入ります。本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第66号について挙手により採決します。

議案第66号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって議案第66号 知立市消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に陳情第37号 消費税に関する意見書提出を求める陳情の件を議題とします。

御意見がありましたら発言をお願いします。

○中野委員

市政会として、こちらのほう反対、不採択という立場で意見を申させていただきます。

消費税に関する陳情書ということでございますが、現在この少子高齢化により現役世代が急激なスピードで減っていくという状況でございます。その一方で高齢者の方はますますふえていく、そ

ういう状況の中では社会保険料、いわゆる特定の世代に負担する世代が集中してしまう、そのような状況であるかと考えております。この受益と負担の均衡がとれたいわゆる税負担の世代間公平性を維持するためには、またこの社会保障制度の持続可能な制度を構築するためにも、この消費税、国民全体で広く負担する消費税というのが今ある中では最適なのではないかと、そのように考えておる次第でございます。

ただ、この消費税というのは、やはり逆進性というものがございまして、その点は軽減税率や給付金付きの税額控除、そういったことも対応していく、そういった中で消費税はふやしていく、世代間の均衡を図るということで、そういった意味で進めていきたい、そのように考えております。したがって消費税増税を中止する旨の本陳情につきましては不採択とするものでございます。

○川合委員長

ほかに意見はありますか。

○明石委員

陳情第37号に対しまして意見を述べさせていただきます。これは平成22年12月議会と同じく社会保障を守るための消費税引き上げは避けて通れないと考えます。よって不採択でお願いいたします。

○川合委員長

ほかに意見はありますか。

○久田委員

私は賛成の立場であります。アベノミクスの3本の矢で、1本目の矢が機動的な財政出動、そして2本目が大胆な金融政策、これから成長戦略ということでもありますけれども、この成長戦略も先行きどうなるかわからないと。そしてまた今この段階、先行きが不透明な社会情勢の中で、やはり消費税を今すぐに上げるというのではなく、抜本的な税制改革をして、そしてその後議論に入っていきたいということから、この陳情に対して採択でお願いいたします。

○川合委員長

ほかに意見はありますか。

○神谷委員

それでは、民友クラブとして陳情第37号に対して不採択の立場で討論に参加させていただきます。我が会派につきましては、税の抜本的な改革という部分につきましては当然取り組んでいくべきであるというふうに思いますけれども、その柱の1つに消費税というものは欠かせないものであり、消費税は広く公平正確に税の徴収ができるということについては賛成でありまして、8%に上がったものについても抜本改革ができていない、また3%上がったものについて全て社会保障に使われていないという部分については不満は残るものの、少子高齢化がこれからどんどん進んでくることから、社会保障を充実させるために消費税は必ず必要だというふうに考えております。でございますので、この陳情に対しましては不採択ということにさせていただきますと思います。以上でございます。

○川合委員長

ほかに意見はありませんか。

○中島委員

陳情第37号に対して賛成の立場からの意見を述べさせていただきます。本会議の佐藤議員の一般質問で市長にもお尋ねした部分があります。消費税の逆進性は認めると市長もおっしゃったわけがあります。税の基本、近代税制の基本、これについては負担能力に応じて課税される、これが原則である。租税負担は各人の能力に比例すべきというふうにも言われてきたわけですが、このところが大きく逆進性ということで消費税が導入されたわけでありまして。矛盾はどんどん広がっていると言わなければなりません。

歴代政権が導入して、一貫して社会保障のためということによっております。公平性のことも言うております。世代間の負担の問題も言うております。そういう一般論からそうなのかと思っている国民もたくさんいるというふうに思います。

ただ、社会保障のために本当に使われたのかというところは大きな疑問があるのは、制度がどんどん負担増という形で変わってきたことを見ても明らかなんですけれども、20年かかって消費税収入は280兆円ぐらい今まで国に納められていると。

ところが税収そのもの、特に法人税は275兆円も減ったと。結果として穴埋めに回ったのではないかというのが全体の大きな枠組みの中での位置づけだというふうに見なければなりません。その法人税が減ったのも景気のこともちろんありますけれども、どしどしついに法人税の税率を大きく下げたというところで減税・減収になった。それとのバランスで消費税をどんどん上げてきた、こういうのが実態だというふうに思うわけでありまして。社会保障にはなかなか本当に使われたという実感がいまだにないということでありまして。

これから税と社会保障の一体改革、10%ということ前提にした制度の改革ということが言われておりまして、まずは8%やられ、そして1年半後に10%ということスタートいたしました。8%になってどうだということ、先ほど陳情者も趣旨説明で言われましたけれども、GDPの年率換算というものが7月－9月の数字でも修正も行われまして、最初1.6とか言っていたのが1.9とさらに新しい数字がマイナス1.9というふうに下方修正されるということで、これについてはエコノミストも結局増税不況だというふうに指摘しております。結局、増収にならないで不況を招けば減収になっていくという悪循環がここにはあるということ、消費税増税には悪循環があるということをやっばり見なければならぬということだと思っております。10%になれば、計算すればこれだけ入るよというのではなくて、消費不況がますますひどくなれば税収が減っていく、そうなったら社会保障の財源も確保できないという、お題目も宙に浮いてくると、こういうものであるという消費税の性格、これを見なければならぬ。打ち出の小づちでどんどん入ってくるというものではないということでありまして。

もっと高齢化すれば、さらにこの打ち出の小づちを何回も振って消費税をたくさん取らなければならないという悪循環にもなっていくと。こういうことでは弱者はたまったものではないというふうに思います。私ども共産党は消費税に頼らないあり方というものを考えなきゃいけないというこ

とを何度も主張しているわけでありませうけれども、富裕層が応分の負担をする、ここをどんどん軽減させていることについてはストップしてもとに戻していく。そして大企業がこの間非常に大きなアベノミクスで利益を上げているにもかかわらず、ようやくここで税金を出すというふうな形になったトヨタ自動車も5年間も法人税がゼロだった、消費税もゼロだったと、落とし穴の制度がいっぱいありまして、こういう状況があります。内部留保はまさに285兆円まで広がったということでありまして。こういう内部留保というものをやはり社会や国のために還元するというシステムをつくらないとだめですよ。そういったところに対しては税金もかからないし、どんどんため込んでいっても法人税にも関係ない、こういうことであつたら、やっぱり皆さんのところに利益が還元されないというトリクルダウンというものは全く働いていないということが明らかですので、内部留保等については社会に還元するという、こういう抜本的な税の見直し、こういった法人への優遇制度の見直し、こういったところにきちっとメスを入れるということによって消費税の増税はストップさせなきゃいけないと、こういうふうを考えております。どんどん泥沼化する弱者いじめというものにストップをかけるためにも消費税増税はやめてほしいということで、この陳情に賛成いたします。

○川合委員長

ほかに意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

意見なしと認めます。

次に自由討議に入ります。本件に対します自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第37号について採決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手少数です。

次に陳情第37号について不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手多数です。したがって陳情第37号 消費税に関する意見書提出を求める陳情の件は不採択すべきものと決定しました。

以上で本委員会に付託された案件の審査は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては正副委員長に御一任願いたいと思っておりますが、御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で企画文教委員会を閉会します。

閉会 午後1時34分

ここに経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 27年 3月 30日

知立市議会企画文教委員会

委員長 川合 正彦